

令和4年1月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

日本医師会からの通知3件（新型コロナウイルス）に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年12月28日付で日本医師会から下記3件の通知（厚生労働省事務連絡等）がありましたので、情報提供いたします。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。

記

●B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

○航空機内におけるオミクロン株感染患者の濃厚接触者に係る対応について、本年12月28日以降、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合はオミクロン株に感染しているとみなし、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に従い、当該患者と同一の航空機内において、前後2列を含む5列以内の列に搭乗していた者を濃厚接触候補者として、各自治体において積極的疫学調査の上、濃厚接触者を同定すること。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認すること。

○今般の濃厚接触者の範囲の見直しに伴い、検疫所指定施設での待機者以外の入国者全員に対して、抗原検査キットを配布のうえ、入国後3日目に自主検査を要請し、検査で陽性になった場合には保健所に連絡をしていただく、という代替措置も講じていること。

○Q&Aを改正したこと。（Q16、19）

●「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について

○都道府県による一般の方向け3回目接種分の配布先登録締め切りは、1月21日（金）とすること。

○一般の方の3回目接種に関して、サージカルマスク及び非滅菌手袋の配布を原則令和4年2月以降に行うが、同月前に受け取りを希望する自治体については、登録様式の締め切り（1月21日）の前に厚生労働省が別途、個別に受け付けること。

○今回配布するPPEの数量に、今後可能となる可能性がある5歳以上11歳以下の者を対象とした接種分や12歳以上18歳未満の者の3回目接種分に係るPPEも含まれること。（令和3年11月24日付（健Ⅱ413F）参照）

○ON95等マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、医療従事者・高齢者向け3回目接種分のPPE配布時に、一般の方の3回目接種分も含めて配布済みであること。

- 国から配布された物資だけでは不足し、都道府県備蓄も活用してもなお、物資の確保が難しい市区町村については、都道府県を通じて、厚生労働省が個別相談を受け付けること。
- 今年度の配送完了期限は令和4年3月18日（金）とすること。
- 令和4年4月以降の受け取り希望がある場合の登録については、登録様式含め詳細が追って連絡されること。
- OPPE 配布予定数の半分を希望した都道府県は、令和4年4月以降の受け取り可能な数量は残りの半分となること。
- 配布予定数の全量を希望した都道府県は、令和4年4月以降の受け取りを希望することはできないこと。

●「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について

○N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布に合わせて、全国合計でサージカルマスク約3,800万枚、アイソレーションガウン約8,400万枚の追加配布を実施すること。

○都道府県は、N95 マスク及び非滅菌手袋の特別配布並びにサージカルマスク及びアイソレーションガウンの追加特別配布について、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として必要な医療用物資の数の見込みを算出し、別紙の様式1及び2に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和4年2月10日（木）までに提出すること。

【参考：日本医師会ホームページ（通知文掲載）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）